

最高人民法院、最高人民検察院
「食の安全危害をめぐる刑事事件における法
律適用の若干問題に関する解釈」

2013年5月4日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

最高人民法院、最高人民檢察院
「食の安全危害をめぐる刑事事件における法律適用の若干問題に関する解釈」

最高人民法院、最高人民檢察院「食の安全危害をめぐる刑事事件における法律適用の若干問題に関する解釈」は2013年4月28日に最高人民法院裁判委員会第1576回会議、2013年4月28日に最高人民檢察院第12期檢察委員会第5回会議で可決され、ここに公布し、2013年5月4日から施行する。

最高人民法院
最高人民檢察院
2013年5月2日
法積〔2013〕12号

最高人民法院、最高人民檢察院
「食の安全危害をめぐる刑事事件における法律適用の若干問題に関する解釈」

(2013年4月28日、最高人民法院裁判委員会第1576回会議、2013年4月28日に最高人民檢察院第12期檢察委員会第5回会議にて可決)

食の安全をめぐる犯罪を懲罰し、人民の身体的健康、生命の安全を保証するため、刑法の関連規定に基づき、この類の刑事事件の処理における法律適用の若干問題に対して、以下のとおり解釈を行う。

第一条

食の安全基準に適合しない食品の生産、販売にあたって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第143条の規定の「深刻な食物中毒事故又はその他の深刻な食品媒介疾患を十分にもたらす」ものとみなさなければならない。

- (一) 基準の規制値を著しく超える発病性の微生物、農薬の残留物、農薬の残留物、獣薬の残留物、重金属、汚染物質及び人体の健康に危害を及ぼすその他の物質が含まれる。
- (二) 病死、死因不明若しくは検査・検疫の結果が不合格の家畜、禽獣、水産動物及びその肉類、肉類製品である。
- (三) 国が疾病防止などの特殊な必要性のために明文をもって生産、販売を禁止している。
- (四) 乳幼児食品の中で生長や発育に必要な栄養成分が食の安全基準に著しく適合しない。
- (五) 食物中毒事故又は深刻な食品媒介疾患を十分にもたらしうるその他の事由。

第二条

食の安全基準に適合しない食品の生産、販売にあたって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第143条が定める「人体の健康に深刻な危害をもたらす」とみなさなければならない。

- (一) 軽症以上の傷害をもたらした。
- (二) 軽度又は中程度の身体障害をもたらした。
- (三) 器官組織の損傷により、一般的な機能障害又は深刻な機能障害をもたらした。
- (四) 10人以上の深刻な食物中毒又はその他の深刻な食品媒介疾患をもたらした。
- (五) 人体の健康に深刻な危害をもたらすその他の事由。

第三条

食の安全基準に適合しない食品の生産、販売にあたって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、「その他の深刻な事由」とみなさなければならない。

- (一) 生産、販売金額が 20 万元以上である。
- (二) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満で、食の安全基準に適合しない食品数が多く、又は生産、販売の持続期間が長い。
- (三) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満で、乳幼児向け食品である。
- (四) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満で、1 年以内に食の安全危害にかかる違法・犯罪活動に起因して行政処罰又は刑事処罰を受けたことがある。
- (五) 情状が深刻なその他の事由。

第四条

食の安全基準に適合しない食品の生産、販売にあたって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第 143 条が定める「悪影響が極めて深刻である」とみなさなければならない。

- (一) 死亡又は重度の身体障害をもたらした。
- (二) 3 人以上に重症、中程度の身体障害若しくは器官組織の損傷による深刻な機能障害をもたらした。
- (三) 10 人以上に軽症、又は 5 人以上に軽度の身体障害若しくは器官組織の損傷による一般的な機能障害をもたらした。
- (四) 30 人以上に深刻な食中毒又はその他の深刻な食品媒介疾患をもたらした。
- (五) 極めて深刻なその他の悪影響。

第五条

有毒、有害食品の生産、販売にあたって、本解釈第 2 条が定める事由のいずれかに該当する場合、刑法第 144 条が定める「人体の健康に深刻な危害をもたらす」とみなさなければならない。

第六条

有毒、有害食品の生産、販売にあたって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第 144 条が定める「その他の深刻な事由」とみなさなければならない。

- (一) 生産、販売金額が 20 万元以上 50 万元未満である。
- (二) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満であり、有毒、有害食品の数量が多く、又は生産、販売の持続期間が長い場合。
- (三) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満で、乳幼児向け食品である。
- (四) 生産、販売金額が 10 万元以上 20 万元未満で、1 年以内に食の安全危害にかかる違法犯罪活動に起因して行政処罰又は刑事処罰を受けたことがある。
- (五) 有毒、有害な非食品原料の毒害性が強く、又は含有量が高い。
- (六) 情状が深刻なその他の事由。

第七条

有毒、有害食品の生産、販売にあたって、生産、販売金額が 50 万元以上であるか、又は本解釈第 4

条が定める事由のいずれかに該当する場合、刑法第 144 条が定める「死亡をもたらし、又はその他の極めて深刻な事由」とみなさなければならない。

第八条

食品の加工、販売、輸送、貯蔵のプロセスにおいて、食の安全基準に違反し、規制量を超え、若しくは範囲を超えて食品添加剤を濫用し、深刻な食中毒事故又はその他の深刻な食品媒介疾患を十分にもたらしうる場合、刑法第 143 条の規定に従い、安全基準不適合食品生産販売罪として処罰を科す。

食用農産物の栽培、養殖、販売、輸送、貯蔵のプロセスにおいて、食の安全基準に違反し、規制量を超え、若しくは範囲を超えて食品添加剤、農薬、獣薬を濫用し、深刻な食中毒事故又はその他の深刻な食品媒介疾患を十分にもたらしうる場合、前款の規定を適用して罪状を確定し、処罰を科す。

第九条

食品の加工、販売、輸送、貯蔵のプロセスにおいて、有毒、有害な非食品原料を混入させ、又は有毒、有害な非食品原料を使用して食品を加工した場合、刑法第 144 条の規定に従い、有毒有害食品生産販売罪として罪状を確定し、処罰を科す。

食用農産物の栽培、養殖、販売、輸送、貯蔵のプロセスにおいて、使用禁止農薬、獣薬などの使用禁止物質又はその他の有毒・有毒物質を使用した場合、前款の規定を適用して罪状を確定し、処罰を科す。

保健食品又はその他の食品の中に、国が使用を禁止する薬物などの有毒、有害物質を不法に添加した場合、第一款の規定を適用して罪状を確定し、処罰を科す。

第十条

食の安全基準に適合しない食品添加物、食品に用いる包装材料、容器、洗剤、消毒剤又は食品の生産経営に用いる工具、設備などの生産、販売にあたって、犯罪を構成する場合、刑法第 140 条の規定に従い、偽粗悪品生産販売罪として処罰を科す。

第十一条

他人に食品を生産、販売することを目的とし、国の規定に違反して国が使用を禁止する食品の生産、販売に用いる非食品原料を生産、販売し、その情状が深刻である場合、刑法第 225 条の規定に従い、不法経営罪として処罰を科す。

国の規定に違反して国が生産、販売、使用を禁止する農薬、獣薬、飼料、飼料添加物若しくは飼料の原料、飼料添加物の原料を生産、販売し、その情状が深刻である場合、前款の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

前 2 款が定める行為を実施すると同時に、偽粗悪品生産販売罪、偽粗悪農薬獣薬生産販売罪など他の犯罪をも構成する場合、重い方の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

第十二条

国の規定に違反して生きた豚の食肉処理工場（処理場）を無断で開設し、生きた豚の食肉処理、販売などの経営活動に従事し、その経緯が重大である場合、刑法第 225 条の規定に従い、不法経営罪として処罰を科す。

前款が定める行為を実施すると同時に、安全基準不適合食品生産販売罪、有毒有害食品生産販売罪な

ど他の犯罪をも構成する場合、重い方の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

第十三条

食の安全基準に適合しない食品、有毒、有害食品の生産、販売にあたって、刑法第 143 条、第 144 条の規定に適合する場合、安全基準不適合食品生産販売罪又は有毒有害食品生産販売罪として処罰を科す。同時にその他の販売を構成する場合、重い方の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

食の安全基準に適合しない食品の生産、販売にあたって、食中毒事故又はその他の深刻な食品媒介疾患を十分にもたらすことを証明する証拠がない場合、安全基準不適合食品生産販売罪を構成しない。ただし、偽粗悪品生産販売罪などその他犯罪を構成する場合、その他犯罪として罪状を確定し、処罰を科す。

第十四条

他人が食の安全基準に適合しない食品、有毒、有害食品を生産、販売したことを予め知り得、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合、安全基準不適合食品生産販売罪又は有毒有害食品生産販売罪の共犯とみなし、処罰を科す。

- (一) 資金、貸付金、アカウント、発票、証明書、許可証を提供した。
- (二) 生産、営業場所又は輸送、貯蔵、保管、郵送、インターネット販売チャネルなどの便利な条件を提供した。
- (三) 生産技術又は食品原料、食品添加物、食品関連製品を提供した。
- (四) 広告などの宣伝を提供した。

第十五条

広告主、広告の取扱者、掲出者が国の規定に違反し、広告を利用して、保健食品又はその他の食品に対して虚偽宣伝を行い、その情状が深刻な場合、刑法第 222 条の規定に従い、虚偽広告罪として処罰を科す。

第十六条

食品安全管理監督の責務を有する国家機関の職員は、職権を濫用し、又は責務を怠慢したために、食の安全に関する重大な事故を招き、又はその他の深刻な影響をもたらすと同時に、食品管理監督背任罪、不正行為不移送刑事事件罪、商業検査不正行為、動植物検疫不正行為罪、偽粗悪商品製販行為放任罪など他の背任犯罪がある場合、重い方の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

食品安全管理監督の責務を有する国家機関の職員は、職権を濫用し、又は責務を怠慢し、食品管理監督背任罪を構成しないにもかかわらず、前款が定めるその他の背任犯罪を構成する場合、その他の犯罪として罪状を確定し、処罰を科す。

食品安全管理監督の責務を有する国家機関の職員は、他人と共謀し、その職務行為を利用して食の安全に危害を及ぼす他人の行為を幫助し、背任犯罪と食の安全危害犯罪の共犯を構成する場合、処罰が重い方の規定に従って罪状を確定し、処罰を科す。

第十七条

安全基準不適合食品生産販売罪、有毒有害食品生産販売罪を犯した場合、通常は生産、販売金額の 2

倍以上の罰金を科さなければならない。

第十八条

本解釈が定める犯罪を実施した犯罪者は、刑法が定める条件に従って執行猶予を厳格に適用し、刑事処罰を免れなければならない。犯罪の事実、情状、悔改の度合いをもとに、刑法が定める執行猶予の適用条件に適合する犯罪者について、執行猶予を適用することができる。ただし、同時に禁止令を宣告し、その執行猶予期間内に食品の生産、販売及び関連活動に従事することを禁止しなければならない。

第十九条

法人が本解釈の定める犯罪を実施した場合、本解釈が定める有罪認定及び形の量定基準に従って処罰を科す。

第二十条

次の各号に掲げる物質は、「有毒、有害な非食品原料」とみなさなければならない。

- (一) 法律、法規が食品の生産営業活動において添加、使用を禁止する物質。
- (二) 国務院の関連官庁が公布した「食品中に違法に添加された可能性のある非食用物質リスト」、「健康食品中に不法に添加された可能性のある物質リスト」に列挙された物質。
- (三) 国務院の関連官庁が公告をもって使用を禁止した農薬、獣薬及びその他の有毒、有害物質。
- (四) 人体の健康に危害を及ぼすその他の物質。

第二十一条

「深刻な食中毒事故又はその他の深刻な食品媒介疾患を十分にもたらす」、「有毒、有害な非食品原料」と確定することが難しい場合、司法機関は検査報告書に基づき、専門家の意見などの関連書類を踏まえて認定することができる。必要に応じて、人民法院は、関連専門家に出廷して説明を行うよう通知することができる。

第二十二条

最高人民法院、最高人民検察院が以前に公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合、本解釈に準ずる。

出所：

2013年5月6日付け最高人民法院ホームページを基に JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201305/t20130506_183919.htm